



事件番号 平成 令和\_\_\_\_\_年(ル)第\_\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

仙台地方裁判所第4民事部債権執行係 御中

## 取 下 書

債 権 者 \_\_\_\_\_

債 務 者 \_\_\_\_\_

第三債務者 \_\_\_\_\_

上記当事者間の債権差押命令申立事件は取り下げます。

ただし、以下の部分を除く。

- 既に取り立てた分
- 既に配当（弁済金交付）を受けた分
- 取下書が受理されるまでに事情届が提出された分

(債権者に対する記入上の注意)

- 1 印鑑は、申立ての際に使用したものを使用してください。
- 2 取下書は、当事者（債権者、債務者、第三債務者）の数だけ提出してください。
- 3 郵便切手（84円切手）を、債務者及び第三債務者の数だけ添付してください（取下書の副本を債務者及び第三債務者に送るためのものです。）。
- 4 債務名義の正本の還付を求める場合は、別に、債務名義の正本還付申請書を提出してください。

(□については、レを付したものに限り該当事項である。)